

動物用排尿処理材事件判決について

知的財産事例研究会 弁護士 山崎 道雄

—東京地方裁判所平成26年3月20日判決（平成24年(ワ)第24822号）—

第1 はじめに

本件は、発明の名称を「動物用排尿処理材」とする特許権（特許登録番号：第2534031号、登録年月日：平成8年6月27日。以下「本件特許権」という。）を有する原告X1（以下「X1」という。）及びX1より被告に対する損害賠償請求権及び不当利得返還請求権の2分の1を譲り受けた原告X2（以下「X2」という。）が、被告（以下「Y」という。）に対し、Yによる被告製品の製造販売が本件特許権を侵害するものであるとして、不当利得金728万448円ずつ及び損害賠償金316万5335円ずつの支払を求めた事案である。

本件特許権の特許請求の範囲の請求項1記載の発明（但し、平成21年12月15日確定の審決による訂正後のもの。以下、「本件発明」という。）は、セルローズ繊維等の有機繊維又は有機粉等を主成分として粒状化又はペレット状化等した吸水性を有する動物用排尿処理材に関するものである。

動物用排尿処理材の典型例は、一般に猫砂と称されるもので、ペット用のトイレに敷き詰める等して猫の尿を吸収するために使用されるものである。本件発明は、核部分を表層で覆う複合層構造を採用し、さらに、尿を吸収した際に表層を通し核部分の色の露見が得られ、もって排尿の有無を判別可能とする点に特徴がある。

被告製品も、動物用排尿処理材（猫砂）であり、本件発明と同じく核部分及び表層からなる複合層構造を採用するものであるが、本判決の認定によれば、排尿を受けると、表層の一部に亀裂又は剥離が生じ、表層を通した露見だけではなく、この亀裂等が生じた部分からも核部分の色を直接観察できるものとなっており、本件では、このような構成を具備する被告製品が本件発明の技術的範囲に属するか問題となった。

本件の争点としては、上記のほか、進歩性欠如の無効理由の有無、損害等の額があるが、本稿では、技術的範囲論を中心に上げることとする。また、X1とYとの間では、本件に先行する関連事件として、本件特許権の侵害訴訟が係属し、判決が確定している（東京地方裁判所平成23年8月26日判決・平成20年(ワ)第831号。以下、「前訴」という。）。この前訴と本件との関係に